議案第89号

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月14日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

瑞穂町議会の議員の期末手当を改定する必要があるので、本案を 提出する。

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167. 5」に、「100分の177.5」を「100分の182.5」に 改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(平成29年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成29年3月に支給する期末手当については、改正後の第5 条第2項中「100分の20」とあるのは「100分の30」と する。